# 小平から農地が消える?市民の声で、市内の農地を残そう!

市民にとって都市農地は守りたい場所

- ●市内に点在する直売所で、採れたての野菜や果物が買える
  - ●緑の景観で癒される
  - ●震災時の避難場所・防災井戸がある
  - ●小平市立19校の小学校で、学童農園で食育に貢献
- ●小平市内小・中学校ともに学校給食地場産野菜納入率30%

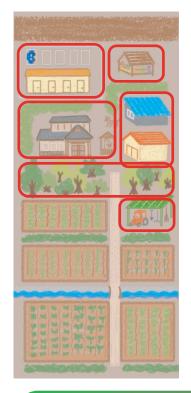
小平市の面積に占める緑の割合(緑被率)は29.2%農地はその3分の1



わたしたちのまちのつくり方

# 都市農地保全請願に、署名の協力をお願いします。

## ■生産緑地以外の土地には、重い相続税が課税されます



農地(生産緑地)は、相続人が農業を継続している間は、相続税は猶予されます。しかし、以下の土地は、相続財産として免除の対象になりません。

- ●アパートや駐車場
- ●野菜の直売所
- ●自宅や庭
- ●出荷作業所
- ●農産物加工所
- ●資材倉庫等
- ●屋敷林
- ●農機具庫
- ●農耕車置き場等

農業収入には限界があります。都市 農家が、農業収入を補填するための アパートや駐車場などの賃貸不動 産には、相続税が課税されるため、 相続が発生すると、農地(生産緑地) を売らざるを得ないという本末転 倒な状況です。

このことは、都市農地が消える大き な要因の一つになっています。

### 請願事項 1 ■

小平市議会は、生産緑地の申請をしている都市農家に対する 相続税の負担軽減を図るべく、国に対し、納税猶予措置適用の 拡大の検討を求める意見書を提出してください。

# ■市として出来る取り組みを

生産緑地法では、都市農家が農地(生産緑地)を相続で処分しなければならないときは、 市に買取を申し出ることが出来る制度があります。しかし、小平市では、 都市計画道路や公園の対象地以外では買取の実績はありません。

### 請願事項 2

小平市は、東京都の生産緑地買取・活用支援事業等を活用して 農地を守る取り組みをしてください。

請願者:わたしたちのまちのつくり方共同代表 神尾直志(かみおただし)

携帯: 080-5071-0255 E-mail: kamihoo2011@gmail.com

わたしたちのまちのつくり方

ホームページ: https://watashimachi.com/「わたしたちのまちのつくり方」で検索してください

